

「自治体システム等標準化検討会分科会」

第9回議事概要

日 時：令和3年6月2日（火） 10時～12時

場 所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

西海 貴俊 神戸市行財政局住民課システム担当係長

渡邊 康之 筑西市企画部情報政策課係長

岡田 寿史 前橋市未来創造部情報政策課長

千葉 大右 船橋市情報システム課課長補佐

摩尼 真 町田市総務部情報システム課担当課長

坪田 充博 日野市企画部情報政策課長

向山 泰晴 藤沢市総務部情報システム課長

大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐

高木 祥司 飯田市市民協働環境部市民課長

平松 弘三 倉敷市デジタルガバメント推進室主任（代理出席）

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）ICTイノベーションセンター副センター長

吉田 稔 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）被災者支援システム全国サポートセンター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）企画部担当部長

三橋 一彦 総務省自治行政局住民制度課長

池田 敬之 総務省自治行政局デジタル基盤推進室長

植田 昌也 総務省自治行政局市町村課長

田中 良斉 総務省自治行政局行政経営支援室長

神門 純一 総務省自治行政局地域情報化企画室長

植村 昌代 総務省情報流通行政局地域通信振興課課長補佐

佐々木弘和 総務省サイバーセキュリティ統括官室主査

【議事】

1. 住民記録システム標準仕様書の改定について

## 2. 印鑑登録システムの取扱いについて

### 【概要】

#### (開会)

本分科会では自治体の皆様を中心に、具体的な議論を深める場とする。

#### (意見交換)

##### 1. 住民記録システム標準仕様書の改定について

・事務局より資料「住民記録システム標準仕様書の改定について」について説明を実施

・p.16「転出・転入手続のワンストップ化関係（転入）の業務フロー」における転入届について

○転入転出ワンストップ（転入）の業務フローにおいて、転入届を印刷する流れが記載されている。今までの検討会では転入届を印刷する流れはなかったと認識しているが、もし印刷することを標準仕様とする場合、転入届の様式を定めるなどが必要になると考える。

→転入届に関する仕様については、ベンダの皆様のご意見などを承り検討したいと考えている。

→転入届の様式自体を一定に定める必要性の有無については判断が必要だと考える。個人的には、転入届の印刷を標準フローとするのであれば、様式を定めるべきだと考える。

○転入届を標準仕様に定めたほうがよいと考える。特例転入の際に、CSより「転出証明書情報確認書」といった、転入届に類するものが出力される。こちらを活用し、必要項目を付加する、あるいは「兼転入届」とし、転入届として扱うかたちとする等、議論は必要になると考えるが、いずれにせよ標準仕様とすべきだと考える。ただし後方業務によって記載すべき事項が異なるため、1枚目の用紙に主となる項目のみ定め2枚目以降は自由項目にする等の工夫は必要である。

→転入届の印刷について、同様に考える。理由としては、住民票も分科会を通じ様式を定めてきており、マイナポータルぴったりサービスの項目についても整理し統一すべきだと考えるからである。またDXの概念としても、皆が同じものを利用でき、その上で新たなものが創出されることだと考える。そのため、土台になるものは統一したほうがよいと考える。

→転入届の様式について、将来的には統一した様式に1枚サインをするのみで他の事務届出もサインあるいはその意思表示がなされたとする、といったシンプルな窓口運用ができるかたちが理想と考える。

標準仕様の中に記載するのは難しいとしても分科会の意見として、統一様式の使い方について現場に共有できると、窓口が1つのサインで受け取ることができるようになると思う。

○転入届の書式は各団体で色々な工夫をしていると思うが、市民から見た際に、一か所署名をすれば済むといった考え方は重要だと思う。それぞれの部署で必要となる要件が出てくるため整理することは困難だが、今回検討している17業務の中でもそれぞれの所管で立て付けを考えるのではなく、全体方針として投げかけることが必要だと思う。

→自治体の実情を踏まえて標準仕様を作成すべきであり、様式についても必要なものは定めていく。

○転入届については紙で保管する想定をするのか。かさばって保管コストがかかるためデータで保管をするといった内容についても検討をしたいと思う。転入届をタブレットで入力するなどの方式をとることも一案である。

→転入届について、住民制度課の検討会である「デジタル時代における住民基本台帳の在り方について」において1つの議題として、転入届のオンライン化を検討している状況である。引き続き住民制度課の検討会にて検討を進める。

→当該検討会の内容を受けて、見直す内容があれば標準仕様に落とし込む流れと理解した。

・ p. 6, 8「業務概要（全体図）」「システム構成図」について

○業務概要（全体図）が新たに追加されたと認識している。標準仕様とは、ベンダや自治体を守るべき仕様が記載されているものであるため、わかりやすさや解説的な意味合いを重視して正確性が劣る内容を記載することについて懸念がある。DFDとほぼ同様の情報であると思うが、正確性は劣ると認識している。地域プラットフォーム標準仕様においては、わかりやすさや解説的な情報はガイドラインに記載し、標準仕様書とは情報を分けている。p. 8のシステム構成図に関しても同様の意見である。

→IT室と協議した上で記載している。当図の位置づけは、あくまで機能をモデル化したものであり、厳密に守っていただく必要があるわけではない。IT室の考え方も確認しながら、位置づけを改めて検討する。

→標準仕様の改定についてはIT室が検討しており、IT室の検定内容に則って作成を実施している。第1グループも標準仕様の作成方針は同じような着地点を目指すこととしている。一方で、仕様に記載があ

る場合遵守すべき事項に捉えられてしまうという懸念が出るのはおっしゃるとおりと考える。当図の位置づけについてはさらなる説明が必要だと考える。また、業務フローについても同様に厳守すべきものではないため、これらの図の考え方については全体の IT 室の方針と整合をとりながら誤解のないように伝えるべきであると考えている。

Op. 6, 8 の図において、宛名管理システムと団体内統合宛名システムについて分けて記載がなされている。当市においては、連動するシステムとして自己開発をしていった。記載を分けることについては問題ないが、それぞれのシステムについて説明が必要になると考える。そうでない場合、名称の変更などで対応をする必要がある。

→システムの実態として異なっているため分けている。ただしシステムの内容についてより丁寧な説明が必要だと理解したため、標準仕様への盛り込みを検討したい。

→宛名管理システムと団体内統合宛名システムを上下に重ねて示すといった表記の仕方や、説明として定義を記載するなどが場合によっては必要かと考える。

・ p. 21 「データ要件・連携要件」におけるスケジュールについて

○データの要件・連携要件について、見直しが行われるのは令和 4 年夏を想定している。

→自治体や事業者にとって調達や開発の開始タイミングが曖昧になっている。全体のスケジュールについて、もう少し具体的に示す必要があると考える。

→標準仕様書 1.0 版や今年改定予定の 2.0 版を参照し、設計等に着手できる場所を選別し、順次着手いただきたい。いずれにせよ、IT 室やベンダとスケジュールについては討議しながら進めていく。

→全体のスケジュールについては今後随時説明していく。標準仕様に記載するデータ要件・連携要件については現状の状況のみ記載をし、令和 4 年夏に仕様が決まった際に見直しをする想定である。

→データ要件・連携要件について、IT 室にて現在検討を進めている。最終的には令和 4 年夏に標準仕様を示すが、そのタイミングよりも前に方向性が決まり次第事前に示す。

○データ要件・連携要件見直しの方向性について、現段階で第 1 グループが策定を検討している中、方向性が定まっているものがあればご教示いただきたい。

→第 1 グループの住民記録システム以外を承知しているわけではないが、検討を始めたところという状況だと認識している。第 1 グループの状況を確認の上、足並みをそろえる想定である。

→状況がわかり次第、構成員に共有をお願いしたい。

文字コード体系においても住民記録システムが基盤になる。後戻りがないよう、しっかりと定めていただきたい。

## 2. 印鑑登録システムの取扱いについて

・事務局より資料「印鑑登録システムの取扱いについて」について説明を実施

○印鑑登録システムの標準仕様作成要否について意見をいただきたい。

→印鑑登録の標準仕様作成について賛同する意見多数

・事務処理要領と印鑑登録システムの関連について

○標準仕様書を作成するにあたって事務処理要領を参照する方針であるが、事務処理要領通りに実施していない団体は多い。例えば、印鑑証明の性別については記載していないといったことなど、事務上合理的と考える場面は運用を変更しているケースがある。事務処理要領の改訂も併せて行っていただきたい。各市がおこなっている事務が、合理性の観点で後退しないようにしたい。

○事務処理要領と実業務との差異についても検討する必要がある。

→サンプルで作成をした後、自治体のご意見を伺いたい。

・印鑑証明書の様式統一について

○様式についてそろえる必要がある。A4, A5, B など自治体により様々であり、様式が様々であることがコンビニ交付に繋がらない理由にもなっている。

→コンビニ交付は A4 サイズで統一しているが、内容については団体ごとに設定している。窓口では A5 版で交付しているケースがあるが、コンビニ交付に参画する際に A4 にそろえていただいているため、コスト増に繋がっている。そのため、統一したほうが全体的なメリットがあると考え。また、受領する側としても、様々なサイズを取り扱うのは手間だと考える。

○様式について受領者の利便性に配慮し、統一したほうがよいと考える。

○印鑑証明の際に、氏名や住所の桁数が異なり、桁合わせが必要になるケースがあるため、併せて見直しが必要だと考えている。

・印影データの移行について

○システムを変更する際に、印鑑の印影データの移行については難易度が高い。考慮が必要。

- 印影データ形式までは標準化されていないため、データ移行そのものは毎度検討しているかたちと考える。データで移行しているのか、一度印刷の上再スキャンをしているかについては不明である。
- 具体的に仕様として盛り込むかについては今後の課題として認識する。

・印鑑登録申請方法について

- 印鑑登録においては、印鑑そのもののデータが必要なため、オンライン申請から外れるという理解でよいか。オンライン申請は分科会や親会にて、申請に必要な項目をマイナポータル側にご連絡が必要になるため、確認したい。
- 印鑑登録は印鑑そのものをご持参いただく必要があるため、印鑑登録はオンライン申請になじまないと考える。

・基盤システムの整備について

- 内閣府から被災者支援手続きの基盤システムの整備を3年度構築、4年度運用開始が示され、住基の連携が求められているとの情報が出ていることを確認したいのか。
- ご認識のとおりである。災害時の全体政策は内閣府担当であるが、住民記録システムとの連携についても発生すると考えるため、そのような内容が生かされると考える。住民記録システムとの連携で必要十分な情報を出すことを意識する。

以上